

報道各位

新潟市選挙管理委員会事務局

期日前投票所における点字用投票用紙の交付誤りについて

このたび、期日前投票所で点字用投票用紙の交付誤りが発生しました。

記

1 概要

5月19日午前10時30分ごろ、中央区役所東出張所期日前投票所において、県知事選挙の点字用投票用紙を2名の投票者に交付した後、残票確認をしたところ、点字用投票用紙が1枚不足していることが判明した。点字投票は職員が点字器に挟み投票者に点字を打ってもらい、職員が誘導して直接投票するのを見届けている。

投票者が持ち帰ることは難しいことから、1名の投票者に2枚重ねて交付した可能性が高い。

2 原因

点字器に投票用紙を挟むときに、1枚であることを確認しなかった。

3 再発防止策

点字用投票用紙は、手渡しで交付するので1枚であることを毎回確認するとともに、点字投票の対応をする職員の他に、点字投票用紙を用意する職員を別に配置し、ダブルチェックを徹底すること。

毎朝、残票確認をして投票用紙の管理を徹底すること。

以上のことを全ての期日前投票所に対して指示した。

4 問い合わせ先

中央区選挙管理委員会事務局 清水事務局長 電話 025-223-7086

※本件についてのお問い合わせは、本日の20時までをお願いします。